

【CLOメルマガ】刑事手続の流れ

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第14号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、刑事手続の流れを取り上げました。刑事事件については、日頃ニュースで見るとはあまり触れることはないと思われませんが、国家が個人の自由を制約する最たる場面でもあり、具体的な刑事手続の流れについて理解しておくことは大変有用かと思われます。弊事務所では、昨年、大阪地検検事正を退官された北川健太郎弁護士をオブカウンセルとして迎え、主に企業に関する刑事事件やコンプライアンス案件対応にも力をいれておりますので、ご参照いただければ幸いです。

~~~~~  
~~~~~

【刑事手続の流れ】

以下は、事務所ウェブサイト公表している「刑事手続の流れ」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から (<https://www.clo.jp/column/2750/>)

刑事手続というのは、刑事事件の発生から、刑事裁判の確定までの一連の手続です。刑事手続の大まかな流れは以下のようになります。

まず、事件が発覚すると、第一次捜査機関である警察により捜査が開始します。捜査では、事件に関連する証拠の収集や被疑者(罪を犯した疑いのある者)の特定を行い、場合によっては、被疑者の身柄拘束も行います。ある程度捜査がなされた後は、警察から検察官に対し事件が送致されます。送致を受けた検察官は、被疑者の嫌疑の程度、情状等の事情を考慮した上で、起訴・不起訴の判断を行います。

検察官が被疑者を起訴した場合、事件は公判手続に移行します。公判手続とは、裁判によって、被告人(起訴後は、被疑者から呼称が変わります。)の罪を判断する手続です。ただし、一定の事件においては、公判手続の前に、公判手続を計画的に進めるため争点整理を行う、公判前整理手続を行う場合があります。そして、公判手続では、証拠調べや両当事者による弁論等が行われ、その最終段階として、裁判所により、被告人に判決が言い渡されます。この判決が確定した段階で、一連の刑事手続は終了します。

捜査段階では、被疑者の逃亡や証拠隠滅を防止するため必要がある場合に、逮捕・勾留という身体拘束がなされます。これは被疑者の行動を大きく制限するものであるため、期間制限等、厳格な手続規定が法定されています。

起訴・不起訴の判断は、検察官が行います。起訴には、通常の公訴提起のほか、略式手続という簡易な手続もあります。起訴後に、被告人の勾留は認められていますが、被告人の勾留は、裁判官が職権で行う点、勾留期間、更新の有無等が被疑者勾留と異なります。また、被告人勾留に限り、保釈という制度が認められています。保釈とは、保証金の納付を条件に、勾留の執行を停止し、拘束を解く制度です。

公判手続は、①冒頭手続、②証拠調べ、③弁論手続、④判決の順で行われます。①冒頭手続は、主に、出廷した被告人に人違いがないかや、これから行う裁判の対象を確認する手続です。

②証拠調べは、両当事者が裁判官に証拠を示し、裁判官が、その証拠をもとに、公訴事実(検察官が主張する犯罪事実)について心証を形成する手続であり、公判手続の核となる重要な手続です。

③弁論手続とは、検察官及び被告人側が、各々事件に関しての主張を行う手続です。検察官の主張は論告、弁護人の主張は弁論と呼ばれ、論告では、有罪だとすれば、どのくらいの刑に処すべきかという主張(「求刑」)までなされます。

弁論手続の後は、④判決が裁判官によって言い渡されます。両当事者はこの判決に不服がある場合、言い渡しから14日以内であれば、控訴することができます。14日以内に控訴がなされず、判決が確定すれば、その時点で刑事手続は終了します。

全文では、各段階における制度について詳述しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 北川 健太郎(kitagawa_k@clo.gr.jp)

弁護士 久保 貴裕(kubo_t@clo.gr.jp)

~~~~~  
~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊社事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....